

○総務省令第五十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月二十日

総務大臣 村上誠一郎

電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(無線局の種別及び定義)</p> <p>第四条 「略」</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gの無線局についての前条第一項及び第一項の規定の適用については、前条第一項第五号中「河川、湖沼その他これらに準ずる水域」とあるのは、「河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域」とする。</p>	<p>(無線局の種別及び定義)</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>3 設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gの無線局についての前条第一項及び第一項の規定の適用については、前条第一項第五号中「河川、湖沼」とあるのは、「河川、湖沼、領海の外側を除く海域」とする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第一条の二 前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する無線局（移動する無線局を除く。）の免許の申請は、当該無線局の送信設備の設置場所（他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域として総務大臣が別に告示する地域を除く。）ごとに行わなければならない。</p>	<p>第一条の二 前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する無線局（移動する無線局を除く。）の免許の申請は、送信設備の設置場所（他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域として総務大臣が別に告示する地域を除く。）ごとに行わなければならない。</p>
<p>2 前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する無線局（移動する無線局に限る。）の免許の申請は、当該無線局の送信装置（他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域として総務大臣が別に告示する地域を移動範囲に含む無線局の送信装置を除く。）ごとに行わなければならない。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>別表第二号の三第1 簡易無線局、構内無線局、陸上移動局、携帯局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。以下この別表において同じ。）及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p>	<p>別表第二号の三第1 簡易無線局、構内無線局、陸上移動局、携帯局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。以下この別表において同じ。）及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p>
<p>〔様式略〕</p>	<p>〔様式同左〕</p>
<p>〔注1～22 略〕</p>	<p>〔注1～22 同左〕</p>
<p>23 22の欄は、次によること。</p>	<p>23 〔同左〕</p>
<p>〔(1)～(6) 略〕</p>	<p>〔(1)～(6) 略〕</p>
<p>〔7〕 携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局（施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の3に掲げるもののうち、河川、湖沼その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）又はローカル5Gの無線局（施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の4に掲げる無線局に係るもののうち、河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）にあつては、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>〔8〕 ローカル5Gの無線局（施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の4に掲げる無線局に係るもののうち、河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）にあつては、送信装置のフレーム構成を記載すること。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>（記載例）</p>	<p>〔7〕 〔同左〕</p>
<p>「平成31年総務省告示第23号に規定する同期方式」又は「平成31年総務省告示第23号に規定する準同期方式」</p>	<p>〔24～37 同左〕</p>
<p>〔9〕 〔略〕</p>	<p>〔24～37 同左〕</p>
<p>〔24～37 略〕</p>	<p>別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の6、第20条の9及び第25条の2関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p>
<p>別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の6、第20条の9及び第25条の2関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p>	<p>別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の6、第20条の9及び第25条の2関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p>

[様式略]

[注 1～16 略]

17 16の欄は、次によること。

〔(1)～(3) 略〕

(4) 携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の3に掲げる無線局に係るもののうち、河川、湖沼その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）に係る申請の場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。

また、ローカル5Gの無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の4に掲げる無線局に係るもののうち、河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）に係る申請の場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。

〔(5)～(8) 略〕

(9) ローカル5Gの無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の4に掲げる無線局に係るもののうち、河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）にあつては、送信装置のフレーム構成を記載すること。

（記載例）

「平成31年総務省告示第23号に規定する同期方式」又は「平成31年総務省告示第23号に規定する準同期方式」

(10) [略]

[18～29 略]

[様式同左]

[注 1～16 同左]

17 [同左]

〔(1)～(3) 同左〕

(4) 施行規則附則第7項の規定により、当分の間、施行規則第3条第1項第5号中「水域」を「区域」と読み替えて適用する携帯無線通信を行う無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の2第1項第2号に掲げる無線局に係るもののうち、河川、湖沼その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）に係る申請の場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。

〔(5)～(8) 同左〕

[新設]

(9) [同左]

[18～29 同左]

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の1重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受けている無線設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gの無線局については、この省令による改正後の電波法施行規則第四条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○総務省告示第百六十七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十五条の二第一項第二号及び第七号の四の規定に基づき、令和六年総務省告示第二百七十七号（電波法施行規則第二号及び第七号の四に規定する陸上移動局を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月二十日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>一 電波法施行規則（以下「施行規則」という。）第十五条の二第一項第二号に規定する総務大臣が別に告示する陸上移動局は、電気通信業務を行うことを目的とするローカル5G（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第十五号に規定するローカル5Gをいう。以下同じ。）及び自営等広帯域移動無線アクセスシステム（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）第三条第二号の二に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステムをいう。以下同じ。）の陸上移動局のうち、中継（ローカル5G又は自営等広帯域移動無線アクセスシステムの無線局による無線通信の中継をいう。以下同じ。）を行うもの並びに電気通信業務を行うことを目的とするローカル5Gの無線局のうち、令和二年総務省告示第三百九十九号（無線局であつて、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域として当該無線局の送信設備の設置場所又は移動範囲とすることができない地域を定める件）第四項、第六項及び第八項に定める地域を移動範囲に含むものとする。</p> <p>〔二 略〕</p> <p>二 施行規則第十五条の二第一項第七号の四に規定する総務大臣が別に告示する陸上移動局は、ローカル5Gの陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）のうち、中継を行うもの並びに令和二年総務省告示第三百九十九号第四項、第六項及び第八項に定める地域を移動範囲に含むものとする。</p>	<p>一 電波法施行規則（以下「施行規則」という。）第十五条の二第一項第二号に規定する総務大臣が別に告示する陸上移動局は、電気通信業務を行うことを目的とするローカル5G（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第十五号に規定するローカル5Gをいう。以下同じ。）及び自営等広帯域移動無線アクセスシステム（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）第三条第二号の二に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステムをいう。以下同じ。）の陸上移動局のうち、中継（ローカル5G又は自営等広帯域移動無線アクセスシステムの無線局による無線通信の中継をいう。以下同じ。）を行うものとする。</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 施行規則第十五条の二第一項第七号の四に規定する総務大臣が別に告示する陸上移動局は、ローカル5Gの陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）のうち、中継を行うものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

○総務省告示第百六十八号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第二条の二第一項及び第二項の規定に基づき、令和二年総務省告示第三百九十九号（無線局（移動する無線局を除く。）であつて、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域として当該無線局の送信設備の設置場所とすることができない地域を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月二十日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>一 四・六GHzを超え四・八GHz以下の周波数の電波を使用するローカル5Gの基地局</p> <p>イ 屋外（海域及び上空を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、全国とする。</p> <p>ロ 屋内（海域及び上空を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、次に掲げる場合において、次に定める地域とする。</p> <p>(1) 送信設備に係る等価等方輻射電力が任意の一軸で三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この項及び次項において同じ。）以下の場合 別表第一に定める地域</p> <p>〔2・3〕略</p> <p>ハ 海域（上空を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、全海域とする。</p>	<p>一 〔同上〕</p> <p>イ 屋外（海域を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、全国とする。</p> <p>ロ 屋内（海域を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、次に掲げる場合において、次に定める地域とする。</p> <p>(1) 送信設備に係る等価等方輻射電力が任意の一軸で三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下同じ。）以下の場合 別表第一に定める地域</p> <p>〔2・3〕同上</p> <p>ハ 海域を送信設備の設置場所とすることができない地域は、全海域とする。</p>
<p>二 上空を送信設備の設置場所とすることができない地域は、全国及び全海域とする。</p> <p>一 四・八GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局</p> <p>イ 屋外（海域及び上空を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、次に掲げる場合において、次に定める地域とする。</p> <p>〔1・2〕略</p> <p>ロ 屋内（海域及び上空を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、送信設備に係る等価等方輻射電力が任意の一軸で四八デシベルを超える場合には、全国とする。</p> <p>ハ 海域（上空を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、次に掲げる場合において、次に定める地域とする。</p> <p>〔1〕〔3〕略</p> <p>二 上空を送信設備の設置場所とすることができない地域は、全国及び全海域とする。</p>	<p>一 〔同上〕</p> <p>イ 屋外（海域を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、次に掲げる場合において、次に定める地域とする。</p> <p>〔1・2〕同上</p> <p>ロ 屋内（海域を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、送信設備に係る等価等方輻射電力が任意の一軸で四八デシベルを超える場合には、全国とする。</p> <p>ハ 海域を送信設備の設置場所とすることができない地域は、次に掲げる場合において、次に定める地域とする。</p> <p>〔1〕〔3〕同上</p> <p>二 〔新設〕</p>
<p>三 二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を使用するローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局</p> <p>イ 海域（上空を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、全海域とする。</p> <p>ロ 上空を送信設備の設置場所とすることができない地域は、全国及び全海域とする。</p>	<p>三 二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を使用するローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局の送信設備の設置場所とすることができない地域は、全海域とする。</p> <p>〔新設〕</p>
<p>四 四・六GHzを超え四・八GHz以下の周波数の電波を使用するローカル5Gの陸上移動局（中継を行うものを除く。）</p> <p>イ 屋外（海域及び上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、全国とする。</p> <p>ロ 屋内（海域及び上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、別表第一に掲げる地域とする。</p> <p>ハ 海域（上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、全海域とする。</p> <p>二 上空を移動範囲に含むことができない地域は、次に定める地域とする。</p>	<p>〔新設〕</p>

- (1) 全国の屋外、別表第一に掲げる地域の屋内及び全海域
- (2) 別表第七に掲げる空港その他の飛行場（以下「空港等」という。）及び別表第八に掲げるヘリポート（以下「ヘリポート」という。）の敷地
- (3) 空港等及びヘリポートの着陸帯（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第六項に規定する着陸帯をいう。以下同じ。）及び進入区域（同条第七項に規定する進入区域をいう。以下同じ。）並びにそれらの外側一〇二メートル以内の地域

五 四・六GHzを超え四・八GHz以下の周波数の電波を使用するローカル5Gの陸上移動局（中継を行うものに限る。）

〔新設〕

- イ 屋外（海域及び上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、全国とする。
- ロ 屋内（海域及び上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、別表第一に定める地域並びに北海道、新潟県及び石川県の地域のうち、別表第一に定める地域以外の地域とする。
- ハ 海域（上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、全海域とする。
- ニ 上空を移動範囲に含むことができない地域は、全国及び全海域とする。

六 四・八GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するローカル5Gの陸上移動局（中継を行うものを除く。）

〔新設〕

- イ 海域（上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、領海の外側の海域、別表第三に定める市町村の低潮線から十二海里以内の海域及び別表第四に定める線から十二海里以内の海域とする。
- ロ 上空を移動範囲に含むことができない地域は、次に定める地域とする。

(1) 領海の外側の海域、別表第三に定める市町村の低潮線から十二海里以内の海域及び別表第四に定める線から十二海里以内の海域

(2) 送信設備に係る空中線の絶対利得が次に掲げる場合において、次に定める地域

- (ア) (+) 一デシベルを超える場合 全国
- (イ) 〇デシベルを超え、(+) 一デシベル以下の場合 全国（地表又は水面から三五メートルを超える上空に限る。）
- (ウ) (−) 一デシベルを超え、〇デシベル以下の場合 全国（地表又は水面から九八メートルを超える上空に限る。）
- (エ) (−) 二デシベルを超え、(−) 一デシベル以下の場合 全国（地表又は水面から一五〇メートル以上の上空（地上又は水上の物件から三〇メートル以内の上空においては地表又は水面から一五三メートルを超える上空）に限る。）
- (オ) (−) 三デシベルを超え、(−) 二デシベル以下の場合 全国（地表又は水面から一五〇メートル以上の上空（地上又は水上の物件から三〇メートル以内の上空においては地表又は水面から二〇三メートルを超える上空）に限る。）

(カ) (一) 四デシベルを超え、(二) 三デシベル以下の場合 全国(地表又は水面から一五〇メートル以上の上空(地上又は水上の物件から三〇メートル以内の上空においては地表又は水面から二四七メートルを超える上空)に限る。)

(キ) (一) 四デシベル以下の場合 全国(地表又は水面から一五〇メートル以上の上空(地上又は水上の物件から三〇メートル以内の上空においては地表又は水面から二七五メートルを超える上空)に限る。)

(3) 空港等及びヘリポートの敷地

(4) 空港等及びヘリポートの着陸帯及び進入区域並びにそれらの外側六五九八メートル以内の地域

七 四・八GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するローカル5Gの陸上移動局(中継を行うものに限る。)

〔新設〕

イ 屋外(海域及び上空を除く。)を移動範囲に含むことができない地域は、全国とする。

ロ 海域(上空を除く。)を移動範囲に含むことができない地域は、全海域の屋外並びに領海の外側の海域、別表第三に定める市町村の低潮線から十二海里以内の海域及び別表第四に定める線から十二海里以内の海域とする。

ハ 上空を移動範囲に含むことができない地域は、全国及び全海域とする。

八 二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を使用するローカル5Gの陸上移動局(中継を行うものを除く。)の移動範囲とすることができない地域は、全海域とする。

〔新設〕

九 二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を使用するローカル5Gの陸上移動局(中継を行うものに限る。)

〔新設〕

イ 屋外(海域及び上空を除く。)を移動範囲に含むことができない地域は、全国とする。

ロ 海域(上空を除く。)を移動範囲に含むことができない地域は、全海域とする。

ハ 上空を移動範囲に含むことができない地域は、全国及び全海域とする。

別表第一

都道府県	市町村
北海道	函館市、釧路市、北見市、網走市、稚内市、紋別市、根室市、北斗市、奥尻郡奥尻町、茅部郡森町、亀田郡七飯町、久遠郡せたな町、枝幸郡枝幸町、枝幸郡中頓別町、枝幸郡浜頓別町、檜志郡乙部町、斜里郡斜里町、斜里郡小清水町、斜里郡清里町、宗谷郡猿払村、松前郡松前町、松前郡福島町、上磯郡知内町、上磯郡木古内町、常呂郡訓子府町、常呂郡佐呂間町、常呂郡置戸町、川上郡弟子屈町、川上郡標茶町、足寄郡足寄町、足寄郡陸別町、中川郡音威子府村、中川郡中川町、天塩郡遠別町、天塩郡天塩町、天塩郡豊富町、天塩郡幌延町、苫前郡初山別村、二海郡八雲町、標津郡中標津町、標津郡標津町、幌泉郡えりも町、網走郡大空町、網走郡津別町、網

別表第一

都道府県	市町村
北海道	函館市、釧路市、北見市、網走市、稚内市、紋別市、根室市、北斗市、奥尻郡奥尻町、茅部郡森町、亀田郡七飯町、久遠郡せたな町、枝幸郡枝幸町、枝幸郡中頓別町、枝幸郡浜頓別町、檜志郡乙部町、斜里郡斜里町、斜里郡小清水町、斜里郡清里町、宗谷郡猿払村、松前郡松前町、松前郡福島町、上磯郡知内町、上磯郡木古内町、常呂郡訓子府町、常呂郡佐呂間町、常呂郡置戸町、川上郡弟子屈町、川上郡標茶町、足寄郡足寄町、足寄郡陸別町、中川郡音威子府村、中川郡中川町、天塩郡遠別町、天塩郡天塩町、天塩郡豊富町、天塩郡幌延町、苫前郡初山別村、二海郡八雲町、標津郡中標津町、標津郡標津町、幌泉郡えりも町、網走郡大空町、網走郡津別町、網

	走郡美幌町、目梨郡羅臼町、紋別郡遠軽町、紋別郡興部町、紋別郡滝上町、紋別郡湧別町、野付郡別海町、利尻郡利尻富士町、礼文郡礼文町、檜山郡厚沢部町、檜山郡江差町及び檜山郡上ノ国町
青森県	むつ市、下北郡佐井村、下北郡東通村、下北郡風間浦村及び西津軽郡深浦町
岩手県	宮古市、久慈市、遠野市、釜石市、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡田野畑村、九戸郡野田村及び上閉伊郡大槌町
秋田県	秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、山本郡三種町、山本郡八峰町、南秋田郡井川町、南秋田郡五城目町、南秋田郡大潟村及び南秋田郡八郎潟町
新潟県	佐渡市
石川県	輪島市及び珠洲市
静岡県	静岡市、浜松市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、湖西市、御前崎市、牧之原市、周智郡森町、榛原郡吉田町及び榛原郡川根本町
愛知県	新城市及び田原市
三重県	尾鷲市及び熊野市
和歌山県	田辺市、新宮市、西牟婁郡すさみ町、西牟婁郡白浜町、東牟婁郡串本町、東牟婁郡古座川町、東牟婁郡大池町及び東牟婁郡那智勝浦町
鳥取県	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、西伯郡大山町、西伯郡南部町、西伯郡日吉津村、西伯郡伯耆町、東伯郡琴浦町、東伯郡三朝町、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町、日野郡江府町、日野郡日南町及び日野郡日野町
島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、隠岐郡隠岐の島町、隠岐郡海士町、隠岐郡西ノ島町、隠岐郡知夫村、鹿足郡吉賀町、鹿足郡津和野町、仁多郡奥出雲町及び飯石郡飯南町
岡山県	真庭市及び苫田郡鏡野町
広島県	庄原市、廿日市市、山県郡安芸太田町及び山県郡北広島町
山口県	下関市、山口市、萩市、長門市、美祢市及び阿武郡阿武町
福岡県	久留米市、柳川市、筑後市、大川市、みやま市、糸島市及び三潁郡大木町
佐賀県	佐賀市、唐津市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、杵島郡江北町、杵島郡白石町、三養基郡みやき町、三養基郡上峰町、神埼郡吉野ヶ里町、東松浦郡玄海町及び藤津郡太良町
長崎県	島原市、諫早市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、雲仙市及び東彼杵郡波佐見町

	走郡美幌町、目梨郡羅臼町、紋別郡遠軽町、紋別郡興部町、紋別郡滝上町、紋別郡湧別町、野付郡別海町、利尻郡利尻富士町、礼文郡礼文町、檜山郡厚沢部町、檜山郡江差町、檜山郡上ノ国町
青森県	むつ市、下北郡佐井村、下北郡東通村、下北郡風間浦村、西津軽郡深浦町
岩手県	宮古市、久慈市、遠野市、釜石市、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡田野畑村、九戸郡野田村、上閉伊郡大槌町
秋田県	秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、山本郡三種町、山本郡八峰町、南秋田郡井川町、南秋田郡五城目町、南秋田郡大潟村、南秋田郡八郎潟町
新潟県	佐渡市
石川県	輪島市、珠洲市
静岡県	静岡市、浜松市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、湖西市、御前崎市、牧之原市、周智郡森町、榛原郡吉田町、榛原郡川根本町
愛知県	新城市、田原市
三重県	尾鷲市、熊野市
和歌山県	田辺市、新宮市、西牟婁郡すさみ町、西牟婁郡白浜町、東牟婁郡串本町、東牟婁郡古座川町、東牟婁郡大池町、東牟婁郡那智勝浦町
鳥取県	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、西伯郡大山町、西伯郡南部町、西伯郡日吉津村、西伯郡伯耆町、東伯郡琴浦町、東伯郡三朝町、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町、日野郡江府町、日野郡日南町、日野郡日野町
島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、隠岐郡隠岐の島町、隠岐郡海士町、隠岐郡西ノ島町、隠岐郡知夫村、鹿足郡吉賀町、鹿足郡津和野町、仁多郡奥出雲町、飯石郡飯南町
岡山県	真庭市、苫田郡鏡野町
広島県	庄原市、廿日市市、山県郡安芸太田町、山県郡北広島町
山口県	下関市、山口市、萩市、長門市、美祢市、阿武郡阿武町
福岡県	久留米市、柳川市、筑後市、大川市、みやま市、糸島市、三潁郡大木町
佐賀県	佐賀市、唐津市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、杵島郡江北町、杵島郡白石町、三養基郡みやき町、三養基郡上峰町、神埼郡吉野ヶ里町、東松浦郡玄海町、藤津郡太良町
長崎県	島原市、諫早市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、雲仙市、東彼杵郡波佐見町

宮崎県	宮崎市、都城市、日南市、串間市及び西諸県郡高原町
鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、指宿市、西之表市、垂水市、曾於市、霧島市、志布志市、奄美市、南九州市、肝属郡肝付町、肝属郡錦江町、肝属郡東串良町、熊毛郡中種子町、鹿児島郡十島村、曾於郡大崎町、大島郡伊仙町、大島郡喜界町、大島郡瀬戸内町、大島郡知名町、大島郡天城町、大島郡徳之島町、大島郡与論町、大島郡龍郷町及び大島郡和泊町
沖縄県	那覇市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡伊江村、国頭郡恩納村、国頭郡宜野座村、国頭郡金武町、国頭郡国頭村、国頭郡今帰仁村、国頭郡大宜味村、国頭郡東村、国頭郡本部町、中頭郡嘉手納町、中頭郡西原町、中頭郡中城村、中頭郡読谷村、中頭郡北谷町、中頭郡北中城村、島尻郡伊是名村、島尻郡伊平屋村、島尻郡久米島町、島尻郡渡嘉敷村、島尻郡南風原町、島尻郡八重瀬町、島尻郡与那原町、八重山郡竹富町及び八重山郡与那国町

別表第二

都道府県	市町村
北海道	函館市、釧路市、北見市、網走市、稚内市、紋別市、根室市、北斗市、奥尻郡奥尻町、茅部郡森町、亀田郡七飯町、久遠郡せたな町、厚岸郡浜中町、国後郡泊村、枝幸郡枝幸町、枝幸郡中頓別町、枝幸郡浜頓別町、檜志郡乙部町、斜里郡斜里町、斜里郡小清水町、斜里郡清里町、宗谷郡猿払村、松前郡松前町、松前郡福島町、上磯郡知内町、上磯郡木古内町、常呂郡訓子府町、常呂郡佐呂間町、常呂郡置戸町、瀬棚郡今金町、川上郡弟子屈町、川上郡標茶町、足寄郡足寄町、足寄郡陸別町、中川郡喜威子府村、中川郡中川町、天塩郡遠別町、天塩郡天塩町、天塩郡豊富町、天塩郡幌延町、苫前郡初山別村、二海郡八雲町、標津郡中標津町、標津郡標津町、幌泉郡えりも町、網走郡大空町、網走郡津別町、網走郡美幌町、目梨郡羅臼町、紋別郡遠軽町、紋別郡興部町、紋別郡滝上町、紋別郡湧別町、野付郡別海町、利尻郡利尻町、利尻郡利尻富士町、礼文郡礼文町、檜山郡厚沢部町、檜山郡江差町及び檜山郡上ノ国町
青森県	青森市、むつ市、下北郡佐井村、下北郡東通村、下北郡風間浦村、上北郡横浜町、上北郡東北町、上北郡野辺地町、上北郡六ヶ所村、西津軽郡深浦町、東津軽郡外ヶ浜町、東津軽郡今別町、東津軽郡平内町、東津軽郡蓬田村及び北津軽郡中泊町
岩手県	宮古市、釜石市、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村及び上閉伊郡大槌町

宮崎県	宮崎市、都城市、日南市、串間市、西諸県郡高原町
鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、指宿市、西之表市、垂水市、曾於市、霧島市、志布志市、奄美市、南九州市、肝属郡肝付町、肝属郡錦江町、肝属郡東串良町、熊毛郡中種子町、鹿児島郡十島村、曾於郡大崎町、大島郡伊仙町、大島郡喜界町、大島郡瀬戸内町、大島郡知名町、大島郡天城町、大島郡徳之島町、大島郡与論町、大島郡龍郷町、大島郡和泊町
沖縄県	那覇市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡伊江村、国頭郡恩納村、国頭郡宜野座村、国頭郡金武町、国頭郡国頭村、国頭郡今帰仁村、国頭郡大宜味村、国頭郡東村、国頭郡本部町、中頭郡嘉手納町、中頭郡西原町、中頭郡中城村、中頭郡読谷村、中頭郡北谷町、中頭郡北中城村、島尻郡伊是名村、島尻郡伊平屋村、島尻郡久米島町、島尻郡渡嘉敷村、島尻郡南風原町、島尻郡八重瀬町、島尻郡与那原町、八重山郡竹富町、八重山郡与那国町

別表第二

都道府県	市町村
北海道	函館市、釧路市、北見市、網走市、稚内市、紋別市、根室市、北斗市、奥尻郡奥尻町、茅部郡森町、亀田郡七飯町、久遠郡せたな町、厚岸郡浜中町、国後郡泊村、枝幸郡枝幸町、枝幸郡中頓別町、枝幸郡浜頓別町、檜志郡乙部町、斜里郡斜里町、斜里郡小清水町、斜里郡清里町、宗谷郡猿払村、松前郡松前町、松前郡福島町、上磯郡知内町、上磯郡木古内町、常呂郡訓子府町、常呂郡佐呂間町、常呂郡置戸町、瀬棚郡今金町、川上郡弟子屈町、川上郡標茶町、足寄郡足寄町、足寄郡陸別町、中川郡喜威子府村、中川郡中川町、天塩郡遠別町、天塩郡天塩町、天塩郡豊富町、天塩郡幌延町、苫前郡初山別村、二海郡八雲町、標津郡中標津町、標津郡標津町、幌泉郡えりも町、網走郡大空町、網走郡津別町、網走郡美幌町、目梨郡羅臼町、紋別郡遠軽町、紋別郡興部町、紋別郡滝上町、紋別郡湧別町、野付郡別海町、利尻郡利尻町、利尻郡利尻富士町、礼文郡礼文町、檜山郡厚沢部町、檜山郡江差町、檜山郡上ノ国町
青森県	青森市、むつ市、下北郡佐井村、下北郡東通村、下北郡風間浦村、上北郡横浜町、上北郡東北町、上北郡野辺地町、上北郡六ヶ所村、西津軽郡深浦町、東津軽郡外ヶ浜町、東津軽郡今別町、東津軽郡平内町、東津軽郡蓬田村、北津軽郡中泊町
岩手県	宮古市、釜石市、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、上閉伊郡大槌町

秋田県	秋田市、能代市、大館市、男鹿市、潟上市、山本郡三種町、山本郡鷹巣市、山本郡八峰町、南秋田郡井川町、南秋田郡五城目町、南秋田郡大潟村、南秋田郡八郎潟町及び北秋田郡上小阿仁村
新潟県	佐渡市
石川県	七尾市、輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町
静岡県	静岡市、浜松市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、榛原郡吉田町及び榛原郡川根本町
愛知県	豊橋市及び田原市
三重県	尾鷲市及び熊野市
和歌山県	新宮市、東牟婁郡串本町、東牟婁郡古座川町、東牟婁郡大地町及び東牟婁郡那智勝浦町
鳥取県	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、西伯郡大山町、西伯郡南部町、西伯郡日吉津村、西伯郡伯耆町、東伯郡琴浦町、東伯郡三朝町、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町、日野郡江府町、日野郡日南町及び日野郡日野町
島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、隠岐郡海士町、隠岐郡知夫村、鹿足郡吉賀町、鹿足郡津和野町、仁多郡奥出雲町及び飯石郡飯南町
岡山県	新見市
広島県	庄原市及び山県郡安芸太田町
山口県	下関市、山口市、萩市、長門市、美祢市、周南市及び阿武郡阿武町
福岡県	柳川市及び大川市
佐賀県	佐賀市、唐津市、多久市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、杵島郡江北町、杵島郡白石町、東松浦郡玄海町及び藤津郡大良町
長崎県	松浦市、対馬市、老崎市及び東彼杵郡東彼杵町
宮崎県	宮崎市、都城市、日南市、小林市及び串間市
鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、指宿市、西之表市、垂水市、曾於市、霧島市、志布志市、奄美市、南九州市、肝属郡肝付町、肝属郡錦江町、肝属郡東串良町、熊毛郡中種子町、鹿児島郡十島村、曾於郡大崎町、大島郡伊仙町、大島郡喜界町、大島郡瀬戸内町、大島郡知名町、大島郡天城町、大島郡徳之島町、大島郡与論町、大島郡龍郷町及び大島郡和泊町
沖縄県	那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡伊江村、国頭郡恩納村、国頭郡宜野座村、国頭郡金武町、国頭郡国頭村、国頭郡今帰仁村、国頭郡大宜味村

秋田県	秋田市、能代市、大館市、男鹿市、潟上市、山本郡三種町、山本郡鷹巣市、山本郡八峰町、南秋田郡井川町、南秋田郡五城目町、南秋田郡大潟村、南秋田郡八郎潟町、北秋田郡上小阿仁村
新潟県	佐渡市
石川県	七尾市、輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町
静岡県	静岡市、浜松市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、榛原郡吉田町、榛原郡川根本町
愛知県	豊橋市、田原市
三重県	尾鷲市、熊野市
和歌山県	新宮市、東牟婁郡串本町、東牟婁郡古座川町、東牟婁郡大地町、東牟婁郡那智勝浦町
鳥取県	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、西伯郡大山町、西伯郡南部町、西伯郡日吉津村、西伯郡伯耆町、東伯郡琴浦町、東伯郡三朝町、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町、日野郡江府町、日野郡日南町、日野郡日野町
島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、隠岐郡海士町、隠岐郡知夫村、鹿足郡吉賀町、鹿足郡津和野町、仁多郡奥出雲町、飯石郡飯南町
岡山県	新見市
広島県	庄原市、山県郡安芸太田町
山口県	下関市、山口市、萩市、長門市、美祢市、周南市、阿武郡阿武町
福岡県	柳川市、大川市
佐賀県	佐賀市、唐津市、多久市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、杵島郡江北町、杵島郡白石町、東松浦郡玄海町、藤津郡大良町
長崎県	松浦市、対馬市、老崎市、東彼杵郡東彼杵町
宮崎県	宮崎市、都城市、日南市、小林市、串間市
鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、指宿市、西之表市、垂水市、曾於市、霧島市、志布志市、奄美市、南九州市、肝属郡肝付町、肝属郡錦江町、肝属郡東串良町、熊毛郡中種子町、鹿児島郡十島村、曾於郡大崎町、大島郡伊仙町、大島郡喜界町、大島郡瀬戸内町、大島郡知名町、大島郡天城町、大島郡徳之島町、大島郡与論町、大島郡龍郷町、大島郡和泊町
沖縄県	那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡伊江村、国頭郡恩納村、国頭郡宜野座村、国頭郡金武町、国頭郡国頭村、国頭郡今帰仁村、国頭郡大宜味村

、国頭郡東村、国頭郡本部町、中頭郡嘉手納町、中頭郡西原町、中頭郡中城村、中頭郡謠谷村、中頭郡北谷町、中頭郡北中城村、島尻郡伊是名村、島尻郡伊平屋村、島尻郡久米島町、島尻郡渡嘉敷村、島尻郡南風原町、島尻郡八重瀬町、島尻郡与那原町、八重山郡竹富町及び八重山郡与那国町
---

〔別表第三、別表第六 略〕

別表第七

空港その他の飛行場
札幌飛行場（北海道札幌市）
函館空港（北海道函館市）
釧路空港（北海道釧路市）
帯広空港（北海道帯広市）
稚内空港（北海道稚内市）
紋別空港（北海道紋別市）
新千歳空港（北海道千歳市）
千歳飛行場（北海道千歳市）
鹿部飛行場（北海道茅部郡鹿部町字本別四五〇―一）
奥尻空港（北海道奥尻郡奥尻町）
旭川空港（北海道上川郡東神楽町）
礼文空港（北海道礼文郡礼文町）
利尻空港（北海道利尻郡利尻富士町）
女満別空港（北海道網走郡大空町）
中標津空港（北海道標津郡中標津町）
青森空港（青森県青森市）
三沢飛行場（青森県三沢市）
花巻空港（岩手県花巻市）
仙台空港（宮城県名取市）
秋田空港（秋田県秋田市）
大館能代空港（秋田県北秋田市）
庄内空港（山形県酒田市）
山形空港（山形県東根市）
福島空港（福島県石川郡玉川村）
竜ヶ崎飛行場（茨城県龍ヶ崎市半田町三二七七）
百里飛行場（茨城県小美玉市）

、国頭郡東村、国頭郡本部町、中頭郡嘉手納町、中頭郡西原町、中頭郡中城村、中頭郡謠谷村、中頭郡北谷町、中頭郡北中城村、島尻郡伊是名村、島尻郡伊平屋村、島尻郡久米島町、島尻郡渡嘉敷村、島尻郡南風原町、島尻郡八重瀬町、島尻郡与那原町、八重山郡竹富町、八重山郡与那国町
--

〔別表第三、別表第六 同上〕

〔新設〕

ホンダエアポート（埼玉県比企郡川島町出丸下郷五三―一）
成田国際空港（千葉県成田市）
東京国際空港（東京都大田区）
調布飛行場（東京都調布市）
大島空港（東京都大島支庁管内大島町）
新島空港（東京都大島支庁管内新島村）
神津島空港（東京都大島支庁管内神津島村）
三宅島空港（東京都三宅支庁管内三宅村）
八丈島空港（東京都八丈支庁管内八丈町）
新潟空港（新潟県新潟市）
佐渡空港（新潟県佐渡市）
富山空港（富山県富山市）
小松飛行場（石川県小松市）
能登空港（石川県鳳珠郡穴水町）
福井空港（福井県坂井市）
松本空港（長野県松本市）
静岡空港（静岡県牧之原市）
中部国際空港（愛知県常滑市）
名古屋飛行場（愛知県西春日井郡豊山町）
八尾空港（大阪府八尾市）
関西国際空港（大阪府泉南郡田尻町）
神戸空港（兵庫県神戸市）
大阪国際空港（兵庫県伊丹市）
但馬飛行場（兵庫県豊岡市）
南紀白浜空港（和歌山県西牟婁郡白浜町）
鳥取空港（鳥取県鳥取市）
美保飛行場（鳥取県境港市）
石見空港（島根県益田市）
出雲空港（島根県簸川郡斐川町）
隠岐空港（島根県隠岐郡隠岐の島町）
岡山空港（岡山県岡山市）
岡南飛行場（岡山県岡山市）
広島空港（広島県三原市）

山口宇部空港（山口県宇部市）
岩国飛行場（山口県岩国市）
徳島飛行場（徳島県板野郡松茂町）
高松空港（香川県高松市）
松山空港（愛媛県松山市）
高知空港（高知県南国市）
北九州空港（福岡県北九州市）
福岡空港（福岡県福岡市）
佐賀空港（佐賀県佐賀市）
長崎空港（長崎県大村市）
対馬空港（長崎県対馬市）
彦岐空港（長崎県彦岐市）
堀江空港（長崎県五島市）
小値賀空港（長崎県北松浦郡小値賀町）
上五島空港（長崎県南松浦郡新上五島町）
天草飛行場（熊本県天草市）
熊本空港（熊本県菊池郡菊陽町）
大分県央飛行場（大分県豊後大野市）
大分空港（大分県国東市）
宮崎空港（宮崎県宮崎市）
鹿児島空港（鹿児島県霧島市）
奄美空港（鹿児島県奄美市）
種子島空港（鹿児島県熊毛郡中種子町）
屋久島空港（鹿児島県熊毛郡屋久島町）
喜界空港（鹿児島県大島郡喜界町）
徳之島空港（鹿児島県大島郡天城町）
沖永良部空港（鹿児島県大島郡和泊町）
与論空港（鹿児島県大島郡与論町）
那覇空港（沖縄県那覇市）
新石垣空港（沖縄県石垣市）
宮古空港（沖縄県宮古島市平良）
下地島空港（沖縄県宮古島市伊良部）
伊江島空港（沖縄県国頭郡伊江村）

慶良間空港 (沖縄県島尻郡盛岡味村)
要国空港 (沖縄県島尻郡要国村)
南大東空港 (沖縄県島尻郡南大東村)
北大東空港 (沖縄県島尻郡北大東村)
久米島空港 (沖縄県島尻郡久米島町)
多良間空港 (沖縄県宮古郡多良間村)
波照間空港 (沖縄県八重山郡竹富町)
与那国空港 (沖縄県八重山郡与那国町)

別表第八

へりポート
豊富へりポート (北海道天塩郡豊富町字西豊富)
米沢へりポート (山形県米沢市八幡原二一四四四一九)
栃木へりポート (栃木県芳賀郡芳賀町芳賀台二二八一二)
群馬へりポート (群馬県前橋市下阿内町三七七一二)
高崎へりポート (群馬県高崎市八千代町一七七一和田橋交通公園内)
東京都東京へりポート (東京都江東区新木場四丁目)
静岡へりポート (静岡県静岡市葵区諏訪八一〇)
若狹へりポート (福井県小浜市高塚六六一二〇)
津市伊勢湾へりポート (三重県津市雲出鋼管町二二二)
奈良県へりポート (奈良県奈良市矢田原町二四四六)
広島へりポート (広島県広島市西区観音新町四一〇一二)
枕崎へりポート (鹿児島県枕崎市あけぼの町二六四)
北海道警察へりポート (北海道札幌市中央区北二条西七一一一)
青森県庁へりポート (青森県青森市新町二一四一五)
岩手県警察盛岡へりポート (岩手県盛岡市内丸三二四〇)
宮城県庁へりポート (宮城県仙台市青葉区本町三一八一)
仙台合同庁舎東北地方整備局へりポート (宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号)
福島県警察へりポート (福島県福島市葉井字下筑紫八一一二)
茨城県庁へりポート (茨城県水戸市笠原町九七八一六)
前山下妻へりポート (茨城県下妻市高道祖五四二三一)
つくばへりポート (茨城県つくば市上境九九二)
みかもへりポート (栃木県佐野市関川町字八幡三九九一二)
群馬県警察へりポート (群馬県前橋市大手町一一一一)

〔新設〕

ブラスヘリポート（群馬県前橋市神沢の森一）
さいたま広域防災拠点ヘリポート（埼玉県さいたま市中央区新都心二一ーさいたま新都心合同庁舎二号館）
朝日・川越ヘリポート（埼玉県川越市大字平塚字中割六六二一ー二）
美樹ヘリポート（千葉県千葉市緑区下大和田町二三七五番二）
千葉西総合病院ヘリポート（千葉県松戸市金ヶ作一〇七一一）
警視庁本部屋上ヘリポート（東京都千代田区霞が関二一一一一）
中央合同庁舎第二号館ヘリポート（東京都千代田区霞が関二一一一一中央合同庁舎第二号館）
東京朝日ヘリポート（東京都中央区築地五・三・二朝日新聞社東京本社）
アークヒルズヘリポート（東京都港区赤坂一・二二・三二）
芝浦ヘリポート（東京都港区海岸三・五一一〇）
神奈川県警察ヘリポート（神奈川県横浜市中区海岸通二一四）
横浜ヘリポート（神奈川県横浜市金沢区福浦三一二）
山梨県警察ヘリポート（山梨県西八代郡市川三郷町黒澤五三七五）
山梨県立中央病院ヘリポート（山梨県甲府市富士見一・二二四五）
日本航空学園双葉ヘリポート（山梨県甲斐市大字志田字回河原一〇五三一一一四）
佐久総合病院佐久医療センターヘリポート（長野県佐久市中込字西大堰手前三四〇〇一八）
浜松市消防ヘリポート（静岡県浜松市浜北区四大地一〇一二）
SBS静岡ヘリポート（静岡県静岡市駿河区登呂三一一一一）
富山県立中央病院ヘリポート（富山県富山市西長江二・二一七八）
富山市民病院ヘリポート（富山県富山市今泉北部町二一一）
砺波総合病院ヘリポート（富山県砺波市新富町一・六二）
高岡市民病院屋上ヘリポート（富山県高岡市宝町四一二）
石川県警察ヘリポート（石川県金沢市湊一・五五・二〇）
福井県立病院ヘリポート（福井県福井市四ツ井二一八一一）
岐阜県警察ヘリポート（岐阜県岐阜市藪田南二一一一一）
岐阜県総合医療センターヘリポート（岐阜県岐阜市野一色四一六一二）
大垣市民病院ヘリポート（岐阜県大垣市南瀬町四一八六）
中濃厚生病院ヘリポート（岐阜県関市若草通五一）
愛知県警察ヘリポート（愛知県名古屋市中区三の丸二一一一一）
トヨタ名駅ヘリポート（愛知県名古屋市中村区名駅四一七一二）

アルペン丸の内へリポート(愛知県名古屋市中区丸の内二一九〇三)
三重県警察へリポート(三重県津市栄町一〇〇)
三重県立総合医療センターへリポート(三重県四日市市大字日永五四五〇一三三)
三重県立志摩病院へリポート(三重県志摩市阿児町鶴方二二五七)
滋賀県警察本部へリポート(滋賀県大津市打出浜一〇)
滋賀県警察へリポート(滋賀県蒲生郡日野町北脇カシミ一三)
大阪航空日野へリポート(滋賀県蒲生郡日野町大字北脇字中瀬二二四一七二)
京都府警察へリポート(京都府京都市上京区衣棚通出水下常泉院町二二八)
京都府へリポート(京都府久世郡久御山町市田西観世五一)
京都消防へリポート(京都府京都市伏見区横大路千両松町)
大阪府警察本部へリポート(大阪府大阪市中央区大手前三一〇二)
NHK大阪へリポート(大阪府大阪市中央区大手前四一〇二)
大阪へリポート(大阪府大阪市此花区北港緑地二一〇二)
近畿地方整備局屋上へリポート(大阪府大阪市中央区大手前三一四二)
兵庫県庁へリポート(兵庫県神戸市中央区下山手通五一〇二)
兵庫県警察へリポート(兵庫県神戸市中央区下山手通五一四二)
兵庫県立災害医療センターへリポート(兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通二一三二)
NTT神戸中央ビルへリポート(兵庫県神戸市中央区海岸通二)
三木防災へリポート(兵庫県三木市志染町御坂一一九)
和歌山県立医科大学附属病院へリポート(和歌山県和歌山市紀三井寺八二一)
鳥精機へリポート(和歌山県和歌山市坂田八五)
鳥根県立中央病院へリポート(鳥根県出雲市姫原四一〇二)
岡山県庁へリポート(岡山県岡山市北区内山下二一四一六)
NHK広島へリポート(広島県広島市中区大手町二一〇二)
周南へリポート(山口県周南市岐南町八一三二)
徳島県警察へリポート(徳島県徳島市万代町二一五二)
高知県警察本部へリポート(高知県高知市丸ノ内二一四一三〇)
高知医療センターへリポート(高知県高知市池二二五二)
NHK福岡へリポート(福岡県福岡市中央区六本松一一〇二)
福岡県済生会福岡総合病院へリポート(福岡県福岡市中央区天神一一三一四六)
福岡和白病院へリポート(福岡県福岡市東区和白丘二一七五)
九州大学病院へリポート(福岡県福岡市東区馬出三一〇二)
福岡市立こども病院へリポート(福岡県福岡市東区香椎照葉五一〇二)

久留米大学へりポート（福岡県久留米市旭町六七）
聖マリア病院へりポート（福岡県久留米市津福本町四二二）
佐賀大学医学部附属病院へりポート（佐賀県佐賀市鍋島五一一八）
宮崎病院へりポート（長崎県諫早市久山町一五七五一一）
長崎県庁へりポート（長崎県長崎市尾上町一三番一号）
長崎医療センターへりポート（長崎県大村市久原二一〇二一一）
熊本県警察へりポート（熊本県熊本市水前寺六一一八一一）
済生会熊本病院へりポート（熊本県熊本市近見五一三一一）
大分県庁へりポート（大分県大分市大手町三一一一一）
米盛病院へりポート（鹿児島県鹿児島市与次郎二一七一一）
沖縄県警察へりポート（沖縄県那覇市泉崎一一二一一）

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○総務省訓令第26号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年5月20日

総務大臣 村上 誠一郎

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準                      [第1・第2 略]                      第3 陸上移動業務の局                      1 無線設備の設置場所は、次に掲げる条件に適合するものであること。                      [(i)～(iii) 略]                      (ii) 自然災害等により無線設備に破損、障害等が発生したことにより通信の円滑な実施を確保できない場合又は基地局の置局状況等から円滑な通信が実施できない場所において人命の救助等の要請があった場合、若しくはその訓練を行う場合は、当該通信を確保するために携帯無線通信を行う基地局若しくは陸上移動中継局又はPHS若しくは広帯域移動無線アクセスシステムの基地局若しくは陸上移動中継局の無線設備をびょう泊、係留、自動船位保持装置の作動その他の一定の位置に留まる措置をとった船舶、係留気球（風速25mに耐えることができるものに限る。）及び航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機（以下「無人航空機」という。）（自動で一定の位置及び高度を維持する機能を有し、飛行範囲を制限する係留装置を有しているもの<del>であって</del>、風速10mに耐えることができるものに限る。（13）において同じ。）に設置し開設することができる。この場合において、気象</p>	<p>別紙1（第4条関係）[同左]                      [第1・第2 同左]                      第3 [同左]                      1 [同左]                        [(i)～(iii) 同左]                      (ii) 自然災害等により無線設備に破損、障害等が発生したことにより通信の円滑な実施を確保できない場合又は基地局の置局状況等から円滑な通信が実施できない場所において人命の救助等の要請があった場合、若しくはその訓練を行う場合は、当該通信を確保するために携帯無線通信を行う基地局若しくは陸上移動中継局又はPHS若しくは広帯域移動無線アクセスシステムの基地局若しくは陸上移動中継局の無線設備をびょう泊、係留、自動船位保持装置の作動その他の一定の位置に留まる措置をとった船舶、係留気球（風速25mに耐えることができるものに限る。）及び航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機（自動で一定の位置及び高度を維持する機能を有し、飛行範囲を制限する係留装置を有しているもの<del>であって</del>、風速10mに耐えることができるものに限る。（13）において同じ。）に設置し開設することができる。この場合において、気象条件等に応じた十分な安全対策が施</p>

条件等に応じた十分な安全対策が施された上で、できる限り自然災害等に対し安全な場所に開設するものであること。

〔(13) 略〕

(14) 携帯無線通信を行う陸上移動局（中継を行うものを除く。以下この（14）において同じ。）、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局及びローカル5Gの陸上移動局であって、航空法第2条第1項に規定する航空機（以下「航空機」という。）、無人航空機等に搭載して使用するものにおいては、「その他これらに準ずる区域」として、上空を含むものとする。

〔2～16 略〕

〔第4～第26 略〕

別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準

〔第1 略〕

第2 陸上関係

1 電気通信業務用

〔(1)～(13) 略〕

(14) 携帯無線通信を行う無線局等

ア 用語の意義

本項（16）において使用する用語の意義は次のとおりとする。

〔(ア)～(カ) 略〕

(キ) 「実用化試験局」

陸上移動業務の実用化試験を目的とする携帯無線通信を行う実用化試験局（携帯無線通信の中継を行うもの並びに設備規則第49条の6の9第1項及び第5項又は同条第1項及び第6項に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものを除く。）であって、航空機、無人航空機等に搭載して使用するものをいう。

〔(ク)～(ヌ) 略〕

された上で、できる限り自然災害等に対し安全な場所に開設するものであること。

〔(13) 同左〕

(14) 携帯無線通信を行う陸上移動局（中継を行うものを除く。）であって、無人航空機等に搭載して使用するものにおいては、「その他これらに準ずる区域」として、上空を含むものとする。

〔2～16 同左〕

〔第4～第26 同左〕

別紙2（第5条関係）〔同左〕

〔第1 同左〕

第2 〔同左〕

1 〔同左〕

〔(1)～(13) 同左〕

(14) 〔同左〕

ア 〔同左〕

〔同左〕

〔(ア)～(カ) 同左〕

(キ) 〔同左〕

陸上移動業務の実用化試験を目的とする携帯無線通信を行う実用化試験局（携帯無線通信の中継を行うもの並びに設備規則第49条の6の9第1項及び第5項又は同条第1項及び第6項に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものを除く。）であって、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機（以下「無人航空機」という。）等に搭載して使用するものをいう。

〔(ク)～(ヌ) 同左〕

[イ～オ 略]

カ 無線設備の設置場所等

[(ア)・(イ) 略]

(ウ) 陸上移動局の移動範囲

A 業務用無線局のもの

(A) LTE方式、5GNR—TDD方式又は5GNR—FDD方式のものであって、航空機、無人航空機等に搭載して使用するもの（中継を行うものを除く。）

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であって、当該事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。

[(B) 略]

[B～D 略]

[キ 略]

ク 工事設計書等

[(ア)～(ク) 略]

(ケ) 航空機、無人航空機等に搭載して使用するLTE方式、5GNR—TDD方式又は5GNR—FDD方式の陸上移動局（中継を行うものを除く。）にあつては、上空で電波を発射した場合に他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないようにするため、基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いて設備規則第49条の6の9第1項第1号へ（1）、第49条の6の12第1項第1号へ（1）又は第49条の6の13第1項第1号へ（1）に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。）からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう、上空での運用に最適な送信電力制御を行うことができること。

[(コ)・(サ) 略]

[イ～オ 同左]

カ [同左]

[(ア)・(イ) 同左]

(ウ) [同左]

A 業務用無線局のもの

(A) LTE方式又は5GNR—FDD方式のものであって、無人航空機等に搭載して使用するもの（中継を行うものを除く。）

[同左]

[(B) 同左]

[B～D 同左]

[キ 同左]

ク [同左]

[(ア)～(ク) 同左]

(ケ) 無人航空機等に搭載して使用するLTE方式又は5GNR—FDD方式の陸上移動局（中継を行うものを除く。）にあつては、上空で電波を発射した場合に他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないようにするため、基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いて設備規則第49条の6の9第1項第1号へ（1）又は第49条の6の13第1号へ（1）に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。）からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう、上空での運用に最適な送信電力制御を行うことができること。

[(コ)・(サ) 同左]

ケ 周波数の指定

周波数の指定については、別表 1 によるほか、次に従い指定する。なお、干渉等の理由により使用できない周波数帯がある場合は、当該周波数帯を除くこととする。

[(ア) ~ (ケ) 略]

(コ) 航空機、無人航空機等に搭載して使用する陸上移動局（中継を行うものを除く。）にあつては、次に掲げるAからCまでの通信方式において、それぞれに定める周波数の電波のみを使用すること。

A LTE方式

815MHzを超え845MHz以下、900MHzを超え915MHz以下、1,710MHzを超え1,785MHz以下又は1,920MHzを超え1,980MHz以下の周波数

B 5G NR—TDD方式

27.0GHzを超え28.2GHz以下又は29.1GHzを超え29.5GHz以下の周波数

C 5G NR—FDD方式

815MHzを超え845MHz以下、900MHzを超え915MHz以下、1,710MHzを超え1,785MHz以下又は1,920MHzを超え1,980MHz以下の周波数

[(サ)・(シ) 略]

[コ・サ 略]

シ 他の無線局との干渉調整等

[(ア) ~ (オ) 略]

(カ) (ア)の規定にかかわらず、航空機、無人航空機等に搭載して使用するLTE方式又は5G NR—FDD方式の陸上移動局（中継を行うものを除く。）又は実用化試験局のうち、1,710MHzを超え1,785MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、1670MHzを超え1710MHz以下の周

ケ [同左]

[同左]

[(ア) ~ (ケ) 同左]

(コ) 無人航空機等に搭載して使用するLTE方式又は5G NR—FDD方式の陸上移動局（中継を行うものを除く。）にあつては、815MHzを超え845MHz以下、900MHzを超え915MHz以下、1,710MHzを超え1,785MHz以下又は1,920MHzを超え1,980MHz以下の周波数の電波のみを使用すること

。

[(サ)・(シ) 同左]

[コ・サ 同左]

シ [同左]

[(ア) ~ (オ) 同左]

(カ) (ア)の規定にかかわらず、無人航空機等に搭載して使用するLTE方式又は5G NR—FDD方式の陸上移動局（中継を行うものを除く。）又は実用化試験局のうち、1,710MHzを超え1,785MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、1670MHzを超え1710MHz以下の周波数の

波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の免許人との間において、当該陸上移動局又は実用化試験局による有害な混信の回避についての合意がなされているものであること。

[(キ)～(サ) 略]

[ス～ソ 略]

タ その他

[(ア)～(ウ) 略]

(エ) 航空機、無人航空機等に搭載して使用するLTE方式、5GNR—TDD方式又は5GNR—FDD方式の陸上移動局（中継を行うものを除く。）の免許に際しては、電波法第104条の2の規定により、「この無線局を上空で運用する場合は、最適な送信電力制御を行ったうえで、携帯電話網その他の無線システムへの干渉を低減するため適切な管理を行うこと。」とする旨の条件を付すものとする。

[(オ) 略]

[別表<sup>(16)</sup>—1・別表<sup>(16)</sup>—2 略]

[(17)・(18) 略]

<sup>(19)</sup> 地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局

ア 用語の意義

この<sup>(19)</sup>において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

[(ア)～(セ) 略]

(ソ) 「上空利用調整区域」は、屋外に係る申請において、航空機、無人航空機等に搭載して使用する陸上移動局（中継を行うものを除く。）が発する電波により、他の免許人所属の広帯域移動無線アクセスシステムの無線局との間で混信が生じることを回避するための調整の要否を判断するための区域であって、カバーエリアの境界から別紙<sup>(19)</sup>—2に規定する離隔距離だけ外側の地点の集合が境界となる区域のことをいう。

電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の免許人との間において、当該陸上移動局又は実用化試験局による有害な混信の回避についての合意がなされているものであること。

[(キ)～(サ) 同左]

[ス～ソ 同左]

タ [同左]

[(ア)～(ウ) 同左]

(エ) 無人航空機等に搭載して使用するLTE方式又は5GNR—FDD方式の陸上移動局（中継を行うものを除く。）の免許に際しては、電波法第104条の2の規定により、「この無線局を上空で運用する場合は、最適な送信電力制御を行ったうえで、携帯電話網その他の無線システムへの干渉を低減するため適切な管理を行うこと。」とする旨の条件を付すものとする。

[(オ) 同左]

[別表<sup>(16)</sup>—1・別表<sup>(16)</sup>—2 同左]

[(17)・(18) 同左]

<sup>(19)</sup> [同左]

ア [同左]

[同左]

[(ア)～(セ) 同左]

[新設]

(タ) ~ (ト) [略]

[イ~オ 略]

カ 無線設備の設置場所等

無線設備の設置場所等は、次の条件に適合すること。

[ (ア) ・ (イ) 略]

(ウ) 陸上移動局の移動範囲

A 業務用無線局のもの

a 航空機、無人航空機等に搭載して使用するもの  
(中継を行うものを除く。)

陸上(河川、湖沼その他これらに準ずる区域を含む。)の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること

b a以外のもの

陸上(河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。)の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること

[B・C 略]

[キ~ク 略]

サ 混信等の防止

(ア) 送受信同期等

[A 略]

B 無線設備規則第49条の29又は第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局は、次のとおりであること。

(A) 2577.5MHz、2577.8MHz、2579.5MHz又は2579.8MHzの周波数の電波を使用する5MHzシステムの無線局及び2580MHz又は2580.3MHzの周波数の電波

(ソ) ~ (テ) [同左]

[イ~オ 同左]

カ [同左]

[同左]

[ (ア) ・ (イ) 同左]

(ウ) [同左]

A [同左]

陸上(河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。)の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。

[B・C 同左]

[キ~ク 同左]

サ [同左]

(ア) [同左]

[A 同左]

B [同左]

(A) [同左]

を使用する10MHzシステムの無線局

下隣接周波数帯を使用する無線局と同期していること、下隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること並びに屋外において航空機、無人航空機等に搭載して陸上移動局を使用する場合は、下隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と離隔距離の確保又は送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること。

(B) 2592.2MHz又は2592.5MHzの周波数の電波を使用する5MHzシステムの無線局及び2586.7MHz、2587MHz、2589.7MHz、2589.99MHz又は2590MHzの周波数の電波を使用する10MHzシステムの無線局

上隣接周波数帯を使用する無線局と同期していること、上隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること及び屋外において航空機、無人航空機等に搭載して陸上移動局を使用する場合は、上隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と離隔距離の確保又は送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること。

(C) 20MHzシステムの無線局

下隣接周波数帯及び上隣接周波数帯を使用する無線局と同期していること、上隣接周波数帯及び下隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること並びに屋外において航空機、無人航空機等に搭載して陸上移動局を使用する場合は、上隣接周波数帯及び下隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と離隔距離の確保又は送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること。

下隣接周波数帯を使用する無線局と同期していること及び下隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること。

(B) [同左]

上隣接周波数帯を使用する無線局と同期していること及び上隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること。

(C) [同左]

下隣接周波数帯及び上隣接周波数帯を使用する無線局と同期していること並びに上隣接周波数帯及び下隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること。

[ (イ) 略]

(ウ) 他の無線局への混信の防止

[A 略]

B 屋外において航空機、無人航空機等に搭載して使用する陸上移動局における他の無線局との調整

屋外において航空機、無人航空機等に搭載して使用する陸上移動局の申請にあつては、次に掲げる事項が地図上に記された資料（申請者の連絡先を含む。）が添付されていること。また、当該資料の添付にあつては、干渉調整のために必要な場合に限り、当該資料が開示される旨が了解されていること。

a カバーエリア

b 上空利用調整区域

C 他の免許人所属の地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局との調整

次の場合には、他の地域広帯域移動無線アクセスシステムの免許人と調整を行い、当該免許人所属の地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のカバーエリアにおける業務の遂行上、有害な混信がないことが明らかにされていること。

[ (A) ・ (B) 略]

(C) 申請された陸上移動局の上空利用調整区域

が、他の免許人所属の地域広帯域移動無線アクセスシステムの基地局等の設置場所を含む場合

D 自営等BWAの無線局との干渉調整

次に掲げる調整事項について、整理された資料が添付されていること。

[ (A) ・ (B) 略]

(C) 申請に係る陸上移動局の上空利用調整区域

が、他の免許人所属の自営等BWAの基地局等の設置場所を含む場合は、他の自営等BWAの免許人と

[ (イ) 同左]

(ウ) [同左]

[A 同左]

[新設]

B [同左]

[同左]

[ (A) ・ (B) 同左]

[新設]

C [同左]

[同左]

[ (A) ・ (B) 同左]

[新設]

調整を行い、当該免許人所属の自営等BWAの無線局における業務の遂行上、有害な混信がないことが明らかにされていること。

E [略]

[シ・ス 略]

セ その他

[(ア)・(イ) 略]

(ウ) 免許に際しては、電波法第104条の2の規定により次の条件を付すものとする。

[A・B 略]

C 屋外において航空機、無人航空機等に搭載して使用する陸上移動局（中継を行うものを除く。）の免許

a 「この無線局の運用は、移動範囲が業務区域内であることとし、当該業務区域内におけるこの無線局の運用により、他の無線局に有害な混信を与えないことが確認されている場合に限る。」

b 「この無線局を上空で運用する場合は、最適な送信電力制御を行った上で、携帯電話網その他の無線システムへの干渉を低減するため適切な管理を行うこと。」

c 「この無線局を上空で運用する場合は、他の広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の免許人との干渉調整に係る合意を遵守すること。」

D 陸上移動局（航空機、無人航空機等に搭載して使用するもの及び中継を行うものを除く。）の免許

「この無線局の運用は、上空を含まない地域に限る。」

[別紙 (19) -1 略]

別紙 (19) -2 上空利用調整区域に係る業務区域の境界からの離隔距離

上空利用調整区域は、航空機、無人航空機等に搭載して使用

D [同左]

[シ・ス 同左]

セ [同左]

[(ア)・(イ) 同左]

(ウ) [同左]

[A・B 同左]

[新設]

[新設]

[別紙 (19) -1 同左]

[新設]

する陸上移動局が発射し、他の免許人の基地局等が受信する電波の受信電力が許容干渉レベル以上となる範囲として地図上に描画するものとし、描画の精度及び業務区域の境界からの離隔距離は以下のとおりとする。

1 描画の精度

上空利用調整区域の描画に当たっては、100mメッシュ（昭和48年行政管理庁告示第143号第1項第1号に規定する基準地域メッシュを経度方向及び緯度方向に十等分してできる区域のことをいう。）相当以上の精度の地形情報を基に描画すること。ただし、詳細な地形情報の入手が困難な場合その他特に必要がある場合は、この限りではない。

2 業務区域の境界からの離隔距離

離隔距離は、地表又は水面からの高さに応じて、以下のとおりであること。

最大空中線電力	離隔距離	
	3m以下の高さのみの場合	3mを超える高さを含む場合
-12dBm以下	860m	979m
-12dBmを超え-11dBm以下	965m	1km
-11dBmを超え-7dBm以下	1km	2km
-7dBmを超え-6dBm以下		
-6dBmを超え-3dBm以下	2km	
-3dBmを超え-1dBm以下	3km	3km
-1dBmを超え0dBm以下		4km
0dBmを超え1dBm以下	4km	
1dBmを超え3dBm以下	5km	5km
3dBmを超え4dBm以下	6km	6km
4dBmを超え5dBm以下	7km	7km
5dBmを超え6dBm以下	8km	8km

6dBmを超え7dBm以下	9km	9km
7dBmを超え13dBm以下	10km	10km
13dBmを超え17dBm以下	20km	20km
17dBmを超え19dBm以下	30km	30km
19dBmを超え21dBm以下	40km	40km
21dBmを超え23dBm以下	50km	50km
23dBmを超え24dBm以下	60km	60km
24dBmを超え25dBm以下	70km	70km
25dBmを超え26dBm以下	80km	80km
26dBmを超え27dBm以下	90km	90km
27dBmを超え28dBm以下	100km	100km
28dBmを超え29dBm以下	116km	116km

(20) 広帯域移動無線アクセスシステム (2,575MHzから2,595MHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。以下この(20)及び第3の1(3)カにおいて同じ。)の無線局

[ア～エ 略]

オ 無線設備の設置場所等

[(ア)・(イ) 略]

(ウ) 陸上移動局の移動範囲

A 業務用無線局のもの

(A) 航空機、無人航空機等に搭載して使用するもの(中継を行うものを除く。)

陸上(河川、湖沼その他これらに準ずる区域を含む。)の範囲内であって、当該事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。

(B) (A)以外のもの

陸上(河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。)の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した

(20) [同左]

[ア～エ 同左]

オ [同左]

[(ア)・(イ) 同左]

(ウ) [同左]

A [同左]

[新設]

[新設]

[新設]

[同左]

他の事業者の業務区域内のものであること。

[B・C 略]

[カ・キ 略]

ク 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおり指定する。

[(ア) 略]

(イ) 陸上移動局（中継を行うものを除く。）

使用することができる空中線電力の最大の値を指定する。

航空機、無人航空機等に搭載して使用する陸上移動局（中継を行うものを除く。）にあつては、上空で電波を  
発射した場合に他の無線局の運用を阻害するような混信  
その他の妨害を与えないようにするため、基地局からの  
電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局（  
キャリアアグリゲーション技術を用いて設備規則第49条  
の29第1項第1号ホ（1）又は第49条の29の2第1項第1号  
ホ（1）に掲げる無線局から送信される搬送波を使用す  
る通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。）から  
の制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよ  
う、上空での運用に最適な送信電力制御を行うことがで  
きること。

[(ウ) 略]

[ケ～シ 略]

ス その他

[(ア)～(ウ) 略]

(エ) 航空機、無人航空機等に搭載して使用する陸上  
移動局（中継を行うものを除く。）の免許に際しては、  
電波法第104条の2の規定により、「この無線局を上空で  
運用する場合は、最適な送信電力制御を行った上で、携  
帯電話網その他の無線システムへの干渉を低減するため  
適切な管理を行うこと。」とする旨の条件を付すものと

[B・C 同左]

[カ・キ 同左]

ク [同左]

[同左]

[(ア) 同左]

(イ) [同左]

[同左]

[新設]

[(ウ) 同左]

[ケ～シ 同左]

ス [同左]

[(ア)～(ウ) 同左]

[新設]

する。

[(21) 略]

[2・3 略]

4 その他

[(1)～(15) 略]

(16) ローカル5Gの無線局

ア 用語の意義

この(16)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

[(ア)～(サ) 略]

(シ) 「上空利用調整区域」は、屋外に係る申請において航空機（電波高度計を使用しているものを除く。以下この(16)において同じ。）及び無人航空機等に搭載して使用する陸上移動局（中継を行うものを除く。）が発する電波により、他の免許人所属のローカル5Gの無線局との間で混信が生じることを回避するための調整の要否を判断するための区域であって、業務区域の境界から別紙III-3に規定する離隔距離だけ外側の地点の集合が境界となる区域のことをいう。

(ス)～(ホ) [略]

イ 電気通信業務用

[(ア)～(ウ) 略]

(エ) 無線設備の設置場所等

無線設備の設置場所等は、次の条件に適合すること。

[A・B 略]

C 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の移動範囲

(A) 業務用無線局のもの

a 航空機、無人航空機等に搭載して使用するもの（中継を行うものを除く。）

陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であつ

[(21) 同左]

[2・3 同左]

4 [同左]

[(1)～(15) 同左]

(16) [同左]

ア [同左]

[同左]

[(ア)～(サ) 略]

[新規]

(シ)～(へ) [同左]

イ [同左]

[(ア)～(ウ) 同左]

(エ) [同左]

[同左]

[A・B 同左]

C [同左]

(A) [同左]

陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる水域を含む。）の範囲内であつて、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者がサービスの提

て、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者がサービスの提供を行う区域内のものであること。ただし、免許規則第2条の2第2項に基づき総務大臣が告示する地域を含まないこと。

b a 以外のもの

陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる水域を含む。）の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者がサービスの提供を行う区域内のものであること。ただし、免許規則第2条の2第2項に基づき総務大臣が告示する地域を含まないこと。

(B) 機能試験用無線局のもの

a 航空機、無人航空機等に搭載して使用するもの（中継を行うものを除く。）

陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内であること。ただし、免許規則第2条の2第2項に基づき総務大臣が告示する地域を含まないこと。

b a 以外のもの

陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる水域を含む。）の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内であること。ただし、免許規則第2条の2第2項に基づき総務大臣が告示する地域を含まないこと。

- D 陸上移動局（中継を行うものに限る。）の移動範囲  
(A) 4.6GHzから4.8GHzまでの周波数を使用するもの  
屋内（海域を除く。）であって、当該電気通信事

供を行う区域内のものであること。

(B) [同左]

陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる水域を含む。）の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内であること。

D [同左]

- (A) 4.6GHzから4.8GHzまでの周波数を使用するもの  
屋内（海域を除く。）であって、当該電気通信事

業者の業務区域内又は当該電気通信事業者と業務委託契約を締結した他の電気通信事業者がサービスの提供を行う区域内であること。ただし、免許規則第2条の2第2項に基づき総務大臣が告示する地域を含まないこと。

[ (B) ・ (C) 略]

[ (オ) ～ (キ) 略]

(ク) 他の無線局との干渉調整等

次に掲げる他の無線局との干渉調整等その他必要な事項について、整理された資料が添付されていること。

A 他の免許人所属のローカル5Gの無線局

[ (A) ～ (N) 略]

(O) 屋外において航空機、無人航空機等に搭載して使用する陸上移動局の申請にあつては、次に掲げる事項が地図上に記された資料（申請者の連絡先を含む。）が添付されていること。また、当該資料の添付にあつては、干渉調整のために必要な場合限り、当該資料が開示される旨が了解されていること。

a 業務区域

b 上空利用調整区域

(P) 申請に係る上空利用調整区域が、他の免許人所属の基地局又は陸上移動中継局の設置場所を含まないこと。ただし、当該他の免許人の業務の遂行上、有害な混信がないことが明らかにされている場合は、この限りではない。

B 4.5GHz帯及び28GHz帯の周波数の電波を使用する携帯無線通信を行う無線局

[ (A) 略]

(B) 航空機、無人航空機等に搭載して使用する陸

業者の業務区域内又は当該電気通信事業者と業務委託契約を締結した他の電気通信事業者がサービスの提供を行う区域内であること。また、令和2年総務省告示第399号別表第一に定める地域並びに北海道、新潟県及び石川県の地域のうち、同表に定める地域以外の地域を含まないこと。

[ (B) ・ (C) 同左]

[ (オ) ～ (キ) 同左]

(ク) [同左]

[同左]

A [同左]

[ (A) ～ (N) 同左]

[新設]

[新設]

B [同左]

[ (A) 同左]

[新設]

上移動局にて、準同期運用を行う場合は、4.5GHzから4.6GHzまで、4.9GHzから5.0GHzまで、27.8GHzから28.2GHzまで又は29.1GHzから29.5GHzまでの周波数を使用し携帯無線通信を行う無線局の免許人との間で混信その他の妨害を与えないことについて合意していることを確認できる資料を提出すること。ただし、当該携帯無線通信を行う陸上移動局と次に定める離隔距離の確保が可能なことを確認できる資料（離隔距離の範囲内に第三者が容易に進入しないこと及び離隔距離の範囲内において当該陸上移動局が携帯無線通信を行わないことを明らかにするもの等）を提出している場合又は当該携帯無線通信を行う無線局の免許人が事前の合意を不要としている場合であって、当該携帯無線通信を行う無線局との間で干渉が発生する場合等に備えて当該携帯無線通信を行う無線局の免許人との間で事前に連絡先の交換が行われている場合若しくは当該携帯無線通信を行う無線局の免許人が事前の連絡先の交換を不要としている場合は、この限りでない。

(1) 4.6GHzから4.9GHzまでの周波数を使用する場合  
 離隔距離は、上空利用時の陸上移動局の最大空中線電力に応じて、以下のとおりであること。ただし屋内において使用する陸上移動局の場合は、離隔距離の最大は屋内の範囲とする。

上空利用時の最大空中線電力	離隔距離
1 mW以下	3 m
1 mWを超え 2 mW以下	5 m
2 mWを超え 4 mW以下	6 m
4 mWを超え 7 mW以下	9 m
7 mWを超え 13mW以下	13m

13mWを超え25mW以下	18m
25mWを超え50mW以下	25m
50mWを超え100mW以下	36m
100mWを超え200mW以下	50m
200mWを超え400mW以下	71m
400mWを超え800mW以下	100m

② 28.2GHzから29.1GHzまでの周波数を使用する場合

離隔距離は、上空利用時の陸上移動局の最大空中線電力に応じて、以下のとおりであること。ただし屋内において使用する陸上移動局の場合は、離隔距離の最大は屋内の範囲とする。

上空利用時の最大空中線電力	離隔距離
1 mW以下	0.3km
1 mWを超え 2 mW以下	0.4km
2 mWを超え 4 mW以下	0.5km
4 mWを超え 7 mW以下	0.7km
7 mWを超え13mW以下	1.0km
13mWを超え25mW以下	1.4km
25mWを超え50mW以下	1.9km
50mWを超え99mW以下	2.7km
99mWを超え198mW以下	3.8km
198mWを超え395mW以下	5.3km
395mWを超え790mW以下	7.5km
790mWを超え1.58W以下	10.6km
1.58Wを超え3.16W以下	15.0km

(C)・(D) [略]

C 公共業務用無線局

4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用し、等価等方輻射電力が25dBm/MHz以下であって、基地局又は陸上

(B)・(C) [同左]

C [同左]

4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用し、等価等方輻射電力が25dBm/MHz以下であって、基地局又は陸上

移動中継局を別紙(16)－4又は別紙(16)－5の地域に設置する場合は、4.6GHzから4.8GHzまでの周波数における基地局又は陸上移動中継局の不要発射の強度が-16dBm/MHz以下となっていることが明らかにされていること。ただし、屋内に設置するものであって、等価等方輻射電力が、25dBm/MHz以下である場合は、この限りではない。

D 電波高度計

4.6GHzから4.9GHzまでの周波数を使用し、航空機、無人航空機等に搭載して使用する陸上移動局の申請にあっては、この無線局の運用は令和2年総務省告示第399号に定める地域以外に限る旨並びに電波高度計を含む他の無線局に有害な混信を与えないために必要な場合は、地域が変更される旨が了解されていること。

[ (ケ) ・ (コ) 略 ]

(サ) その他

[A 略]

B 免許に際しては、電波法第104条の2の規定により次の条件を付すものとする。

[ (A) ～ (I) 略 ]

(J) 航空機、無人航空機等に搭載して使用する陸上移動局（中継を行うものを除く。）の免許

a 「この無線局の運用は、移動範囲が業務区域内であることとし、当該業務区域内におけるこの無線局の運用により、他の無線局に有害な混信を与えないことが確認されている場合に限る。また、この無線局の運用は、令和2年総務省告示第399号に定める地域以外に限る。」

b 「この無線局を上空で運用する場合は、最適な送信電力制御を行った上で、携帯電話網その他の無線システムへの干渉を低減するため適切な管理

移動中継局を別紙(16)－3又は別紙(16)－4の地域に設置する場合は、4.6GHzから4.8GHzまでの周波数における基地局又は陸上移動中継局の不要発射の強度が-16dBm/MHz以下となっていることが明らかにされていること。ただし、屋内に設置するものであって、等価等方輻射電力が、25dBm/MHz以下である場合は、この限りではない。

[新設]

[ (ケ) ・ (コ) 同左 ]

(サ) [同左]

[A 同左]

B [同左]

[ (A) ～ (I) 同左 ]

[新設]

を行うこと。」

c 「この無線局を上空で運用する場合は、携帯無線通信を行う無線局の免許人及び他のローカル5Gの無線局の免許人との干渉調整に係る合意を遵守すること。」

(K) 陸上移動局（航空機、無人航空機等に搭載して使用するもの及び中継を行うものを除く。）の免許

「この無線局の運用は、上空を含まない地域に限る。」

ウ 公業務用及び一般業務用

公共業務用及び一般業務の審査は、イの電気通信業務用（（イ）通信の相手方、（オ）周波数の指定、（カ）空中線電力の指定、（キ）無線設備の工事設計、（ク）他の無線局との干渉調整等、（ケ）無線設備のサイバーセキュリティ対策の実施、（コ）地域社会の諸課題の解決に寄与する計画等、（サ）その他）の基準を準用するほか、次の基準により行う。

[（ア）・（イ） 略]

（ウ） 無線設備の設置場所等

無線設備の設置場所等は、次の条件に適合すること。

[A・B 略]

C 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の移動範囲  
無線設備の設置場所等は、次の条件に適合すること。

(A) 機能試験用無線局のもの

a 航空機、無人航空機等に搭載して使用するもの（中継を行うものを除く。）

陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であつて、当該免許人の業務区域内であること。ただし、免許規則第2条の2第2項に基づき総務大臣

[新設]

ウ [同左]

[同左]

[（ア）・（イ） 同左]

（ウ） [同左]

[同左]

[A・B 同左]

C [同左]

(A) [同左]

陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる水域を含む。）の範囲内であつて、当該免許人の業務区域内であること。

が告示する地域を含まないこと。

b a 以外のもの

陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる水域を含む。）の範囲内であって、当該免許人の業務区域内であること。ただし、免許規則第2条の2第2項に基づき総務大臣が告示する地域を含まないこと。

(B) その他のもの

a 航空機、無人航空機等に搭載して使用するもの（中継を行うものを除く。）

陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であって、当該免許人の業務区域内又は当該免許人と業務委託契約を締結した他の事業者がサービスの提供を行う区域内であること。ただし、免許規則第2条の2第2項に基づき総務大臣が告示する地域を含まないこと。

b a 以外のもの

陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる水域を含む。）の範囲内であって、当該免許人の業務区域内又は当該免許人と業務委託契約を締結した他の事業者がサービスの提供を行う区域内であること。ただし、免許規則第2条の2第2項に基づき総務大臣が告示する地域を含まないこと。

D 陸上移動局（中継を行うものに限る。）の移動範囲

(A) 4.6GHzから4.8GHzまでの周波数を使用するもの

屋内であって、当該免許人の業務区域内又は当該免許人と業務委託契約を締結した他の事業者がサービスの提供を行う区域内であること。ただし、免許

(B) 〔同左〕

陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる水域を含む。）の範囲内であって、当該免許人の業務区域内又は当該免許人と業務委託契約を締結した他の事業者がサービスの提供を行う区域内であること。

D 〔同左〕

(A) 〔同左〕

屋内であって、当該免許人の業務区域内又は当該免許人と業務委託契約を締結した他の事業者がサービスの提供を行う区域内であること。また、令和2

規則第2条の2第2項に基づき総務大臣が告示する地域を含まないこと。

[別紙<sup>(16)</sup>－1・別紙<sup>(16)</sup>－2 略]

別紙<sup>(16)</sup>－3 上空利用調整区域に係る業務区域の境界からの離隔距離

上空利用調整区域は、航空機、無人航空機等に搭載して使用する陸上移動局が発射し、他の免許人の基地局及び陸上移動中継局が受信する電波の受信電力が許容干渉レベル以上となる範囲として地図上に描画するものとし、描画の精度及び業務区域の境界からの離隔距離は以下のとおりとする。

[1] 4.8GHzから4.9GHzまでの周波数を使用する場合

1 描画の精度

上空利用調整区域の描画に当たっては、100mメッシュ（昭和48年行政管理庁告示第143号第1項第1号に規定する基準地域メッシュを経度方向及び緯度方向に十等分してできる区域のことをいう。）相当以上の精度の地形情報を基に描画すること。ただし、詳細な地形情報の入手が困難な場合その他特に必要がある場合は、この限りではない。

2 業務区域の境界からの離隔距離

<u>最大空中線電力</u>	<u>離隔距離</u>
<u>-30dBm以下</u>	<u>47m</u>
<u>-30dBmを超え-29dBm以下</u>	<u>53m</u>
<u>-29dBmを超え-28dBm以下</u>	<u>60m</u>
<u>-28dBmを超え-27dBm以下</u>	<u>65m</u>
<u>-27dBmを超え-26dBm以下</u>	<u>77m</u>
<u>-26dBmを超え-25dBm以下</u>	<u>86m</u>
<u>-25dBmを超え-24dBm以下</u>	<u>97m</u>
<u>-24dBmを超え-23dBm以下</u>	<u>109m</u>
<u>-23dBmを超え-22dBm以下</u>	<u>123m</u>

年総務省告示第399号別表第一に定める地域並びに北海道、新潟県及び石川県の地域のうち、同表に定める地域以外の地域を含まないこと。

[別紙<sup>(16)</sup>－1・別紙<sup>(16)</sup>－2 同左]

[新設]

<u>-22dBmを越え-21dBm以下</u>	<u>138m</u>
<u>-21dBmを越え-20dBm以下</u>	<u>153m</u>
<u>-20dBmを越え-19dBm以下</u>	<u>172m</u>
<u>-19dBmを越え-18dBm以下</u>	<u>193m</u>
<u>-18dBmを越え-17dBm以下</u>	<u>215m</u>
<u>-17dBmを越え-16dBm以下</u>	<u>241m</u>
<u>-16dBmを越え-15dBm以下</u>	<u>271m</u>
<u>-15dBmを越え-14dBm以下</u>	<u>301m</u>
<u>-14dBmを越え-13dBm以下</u>	<u>327m</u>
<u>-13dBmを越え-12dBm以下</u>	<u>379m</u>
<u>-12dBmを越え-11dBm以下</u>	<u>425m</u>
<u>-11dBmを越え-10dBm以下</u>	<u>465m</u>
<u>-10dBmを越え-9dBm以下</u>	<u>522m</u>
<u>-9dBmを越え-8dBm以下</u>	<u>585m</u>
<u>-8dBmを越え-7dBm以下</u>	<u>657m</u>
<u>-7dBmを越え-6dBm以下</u>	<u>737m</u>
<u>-6dBmを越え-5dBm以下</u>	<u>827m</u>
<u>-5dBmを越え-4dBm以下</u>	<u>928m</u>
<u>-4dBmを越え-3dBm以下</u>	<u>1km</u>
<u>-3dBmを越え3dBm以下</u>	<u>2km</u>
<u>3dBmを越え7dBm以下</u>	<u>3km</u>
<u>7dBmを越え9dBm以下</u>	<u>4km</u>
<u>9dBmを越え11dBm以下</u>	<u>5km</u>
<u>11dBmを越え12dBm以下</u>	<u>6km</u>
<u>12dBmを越え13dBm以下</u>	<u>7km</u>
<u>13dBmを越え15dBm以下</u>	<u>8km</u>
<u>15dBmを越え16dBm以下</u>	<u>9km</u>
<u>16dBmを越え22dBm以下</u>	<u>10km</u>
<u>22dBmを越え23dBm以下</u>	<u>20km</u>
<u>23dBmを越え26dBm以下</u>	<u>30km</u>

26dBmを超え29dBm以下	40km
-----------------	------

(2) 28. 2GHzから29. 1GHzまでの周波数を使用する場合

1 描画の精度

上空利用調整区域の描画に当たっては、100mメッシュ（昭和48年行政管理庁告示第143号第1項第1号に規定する基準地域メッシュを経度方向及び緯度方向に十等分してできる区域のことをいう。）相当以上の精度の地形情報を基に描画すること。ただし、詳細な地形情報の入手が困難な場合その他特に必要がある場合は、この限りではない。

2 業務区域の境界からの離隔距離

最大空中線電力	離隔距離
-21dBm以下	98m
-21dBmを超え-20dBm以下	116m
-20dBmを超え-19dBm以下	135m
-19dBmを超え-18dBm以下	156m
-18dBmを超え-17dBm以下	175m
-17dBmを超え-16dBm以下	199m
-16dBmを超え-15dBm以下	224m
-15dBmを超え-14dBm以下	251m
-14dBmを超え-13dBm以下	284m
-13dBmを超え-12dBm以下	319m
-12dBmを超え-11dBm以下	358m
-11dBmを超え-10dBm以下	401m
-10dBmを超え-9dBm以下	451m
-9dBmを超え-8dBm以下	498m
-8dBmを超え-7dBm以下	559m
-7dBmを超え-6dBm以下	627m
-6dBmを超え-5dBm以下	704m
-5dBmを超え-4dBm以下	790m
-4dBmを超え-3dBm以下	886m

<u>-3dBmを超過4dBm以下</u>	<u>1km</u>
<u>4dBmを超過7dBm以下</u>	<u>2km</u>
<u>7dBmを超過10dBm以下</u>	<u>3km</u>
<u>10dBmを超過12dBm以下</u>	<u>4km</u>
<u>12dBmを超過13dBm以下</u>	<u>5km</u>
<u>13dBmを超過14dBm以下</u>	<u>6km</u>
<u>14dBmを超過16dBm以下</u>	<u>7km</u>
<u>16dBmを超過17dBm以下</u>	<u>8km</u>
<u>17dBmを超過18dBm以下</u>	<u>9km</u>
<u>18dBmを超過19dBm以下</u>	<u>10km</u>
<u>19dBmを超過25dBm以下</u>	<u>20km</u>
<u>25dBmを超過27dBm以下</u>	<u>30km</u>
<u>27dBmを超過29dBm以下</u>	<u>40km</u>
<u>29dBmを超過35dBm以下</u>	<u>68km</u>

別紙<sup>(16)</sup>－4・別紙<sup>(16)</sup>－5 [略]

(11) 自営等広帯域移動無線アクセスシステムの無線局

ア 用語の意義

この(11)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

[ (ア) ～ (コ) 略]

(サ) 「上空利用調整区域」は、申請に係る屋外において無人航空機等に搭載して使用する陸上移動局（中継を行うものを除く。）が発する電波により、他の免許人所属の広帯域移動無線アクセスシステムの無線局との間で混信が生じることを回避するための調整の要否を判断するための区域であって、業務区域の境界から別紙<sup>(11)</sup>－3に規定する離隔距離だけ外側の地点の集合が境界となる区域のことをいう。

(シ) ～ (ネ) [略]

別紙<sup>(16)</sup>－3・別紙<sup>(16)</sup>－4 [同左]

(11) [同左]

ア [同左]

[同左]

[ (ア) ～ (コ) 同左]

[新設]

(サ) ～ (ヌ) [同左]

イ 電気通信業務用

[ (ア) ~ (ウ) 略 ]

(エ) 無線設備の設置場所等

無線設備の設置場所等は、次の条件に適合すること。

[ A・B 略 ]

C 陸上移動局の移動範囲

a 航空機、無人航空機等に搭載して使用するもの  
(中継を行うものを除く。)

陸上(河川、湖沼その他これらに準ずる区域を含む。)の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。なお、機能試験用無線局のものは、当該電気通信事業者の業務区域内であること。

b a以外のもの

陸上(河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。)の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。なお、機能試験用無線局のものは、当該電気通信事業者の業務区域内であること。

[ (オ) ~ (キ) 略 ]

(ク) 混信等の防止

AからCに掲げる各事項について、整理された資料が添付されていること。

A 送受信同期等

(A) 2577.5MHz、2577.8MHz、2579.5MHz又は2579.8MHzの周波数の電波を使用する5MHzシステムの無線局及び2580MHz又は2580.3MHzの周波数の電波を使用する10MHzシステムの無線局

下隣接周波数帯を使用する無線局と同期している

イ [同左]

[ (ア) ~ (ウ) 同左 ]

(エ) [同左]

[同左]

[ A・B 同左 ]

C [同左]

陸上(河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。)の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者がサービスの提供を行う区域内のものであること。なお、機能試験用無線局のものは、当該電気通信事業者の業務区域内であること。

[ (オ) ~ (キ) 同左 ]

(ク) [同左]

[同左]

A [同左]

(A) [同左]

下隣接周波数帯を使用する無線局と同期している

こと、下隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と送信電力制御、フィルタの追加、サイトエンジニアリングの実施その他の方策のより、有害な混信の回避等について調整を行い、その合意がなされていること並びに屋外において航空機、無人航空機等に搭載して陸上移動局を使用する場合は、下隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と離隔距離の確保又は送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること。

また、下隣接周波数帯を使用する無線局の免許人所属の無線局からの混信妨害に関して業務の遂行上の問題がないことが明らかにされていること。

(B) 2592.2MHz又は2592.5MHzの周波数の電波を使用する5MHzシステムの無線局及び2586.7MHz、2587MHz、2589.7MHz又は2590MHzの周波数の電波を使用する10MHzシステムの無線局

上隣接周波数帯を使用する無線局と同期していること、上隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と送信電力制御、フィルタの追加、サイトエンジニアリングの実施その他の方策により、有害な混信の回避等について調整を行い、その合意がなされていること並びに屋外において航空機、無人航空機等に搭載して陸上移動局を使用する場合は、上隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と離隔距離の確保又は送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること。

また、上隣接周波数帯を使用する無線局の免許人所属の無線局からの混信妨害に関して業務の遂行上の問題がないことが明らかにされていること。

(C) 20MHzシステムの無線局

下隣接周波数帯及び上隣接周波数帯を使用する無

こと及び下隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と送信電力制御、フィルタの追加、サイトエンジニアリングの実施その他の方策のより、有害な混信の回避等について調整を行い、その合意がなされていること。

また、下隣接周波数帯を使用する無線局の免許人所属の無線局からの混信妨害に関して業務の遂行上の問題がないことが明らかにされていること。

(B) [同左]

上隣接周波数帯を使用する無線局と同期していること及び上隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と送信電力制御、フィルタの追加、サイトエンジニアリングの実施その他の方策により、有害な混信の回避等について調整を行い、その合意がなされていること。

また、上隣接周波数帯を使用する無線局の免許人所属の無線局からの混信妨害に関して業務の遂行上の問題がないことが明らかにされていること。

(C) [同左]

下隣接周波数帯及び上隣接周波数帯を使用する無

線局と同期していること、上隣接周波数帯及び下隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と送信電力制御フィルタの追加、サイトエンジニアリングの実施その他の方策により、有害な混信の回避等について調整を行い、その合意がなされていること並びに屋外において航空機、無人航空機等に搭載して陸上移動局を使用する場合は、上隣接周波数帯及び下隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と離隔距離の確保又は送信電力制御等の調整を行い、その合意がなされていること。

また、下隣接周波数帯又は上隣接周波数帯を使用する無線局の免許人所属の無線局からの混信妨害に関して業務の遂行上の問題がないことが明らかにされていること。

B 他の免許人所属の自営等BWA及び地域広帯域移動無線アクセスシステムとの干渉調整等

[ (A) ~ (M) 略 ]

(N) 屋外において航空機、無人航空機等に搭載して使用する陸上移動局の申請にあつては、次に掲げる事項が地図上に記された資料（申請者の連絡先を含む。）が添付されていること。また、当該資料の添付にあつては、干渉調整のために必要な場合に限り、当該資料が開示される旨が了解されていること。

a 業務区域

b 上空利用調整区域

(O) 申請に係る陸上移動局の上空利用調整区域が、他の免許人が開設する予定の地域広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の設置場所と重複していないこと（当該他の免許人の基地局等の配置計画等において基地局等の配置計画が具体的に示されて

線局と同期していること並びに上隣接周波数帯及び下隣接周波数帯を使用する無線局の免許人と送信電力制御フィルタの追加、サイトエンジニアリングの実施その他の方策により、有害な混信の回避等について調整を行い、その合意がなされていること。

また、下隣接周波数帯又は上隣接周波数帯を使用する無線局の免許人所属の無線局からの混信妨害に関して業務の遂行上の問題がないことが明らかにされていること。

B [同左]

[ (A) ~ (M) 略 ]

[新設]

[新設]

おり、当該計画の提出日から3年を経過しない場合に限る。)。ただし、当該重複について当該他の免許人と合意している場合はこの限りでない。

(P) 申請に係る陸上移動局の上空利用調整区域が、他の免許人所属の地域広帯域移動無線アクセスシステムの基地局等の設置場所と重複していないこと。ただし、当該他の免許人所属の地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局における当該他の免許人の業務の遂行上、有害な混信がないことが明らかにされている場合は、この限りでない。

[新設]

(Q) 申請に係る陸上移動局の上空利用調整区域が、他の免許人所属の自営等BWAの基地局等の設置場所と重複していないこと。ただし、当該他の免許人所属の自営等BWAの無線局における当該他の免許人の業務の遂行上、有害な混信がないことが明らかにされている場合は、この限りでない。

[新設]

[ (キ) 略]

[ (キ) 同左]

(コ) その他

(コ) [同左]

[A～C 略]

[A～C 同左]

D 免許に際しては、電波法第104条の2の規定により次の条件を付すものとする。

D [同左]

[ (A) ～ (E) 略]

[ (A) ～ (E) 同左]

(F) 屋外において航空機、無人航空機等に搭載して使用する陸上移動局（中継を行うものを除く。）の免許

[新設]

a 「この無線局の運用は、移動範囲が業務区域内であることとし、当該業務区域内におけるこの無線局の運用により、他の無線局に有害な混信を与えないことが確認されている場合に限る。」

b 「この無線局を上空で運用する場合は、最適な送信電力制御を行った上で、携帯電話網その他の

無線システムへの干渉を低減するため適切な管理を行うこと。」

c 「この無線局を上空で運用する場合は、他の広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の免許人との干渉調整に係る合意を遵守すること。」

(G) 陸上移動局（航空機、無人航空機等に搭載して使用するもの及び中継を行うものを除く。）の免許

「この無線局の運用は、上空を含まない地域に限る。」

[ウ 略]

[別紙(Ⅱ)-1・別紙(Ⅲ)-2 略]

別紙(Ⅲ)-3 上空利用調整区域に係る業務区域の境界からの離隔距離

上空利用調整区域は、航空機、無人航空機等に搭載して使用する陸上移動局が発射し、他の免許人の基地局及び陸上移動中継局が受信する電波の受信電力が許容干渉レベル以上となる範囲として地図上に描画するものとし、描画の精度及び業務区域の境界からの離隔距離は以下のとおりとする。

1 描画の精度

上空利用調整区域の描画に当たっては、100mメッシュ（昭和48年行政管理庁告示第143号第1項第1号に規定する基準地域メッシュを経度方向及び緯度方向に十等分してできる区域のことをいう。）相当以上の精度の地形情報を基に描画すること。ただし、詳細な地形情報の入手が困難な場合その他特に必要がある場合は、この限りではない。

2 業務区域の境界からの離隔距離

離隔距離は、地表又は水面からの高さに応じて、以下のとおりであること。

最大空中線電力	離隔距離
	3m以下の高さの 3mを超える高

[新設]

[ウ 同左]

[別紙(Ⅱ)-1・別紙(Ⅲ)-2 同左]

[新設]

	みの場合	さを含む場合
-12dBm以下	860m	979m
-12dBmを超え-11dBm以下	965m	1km
-11dBmを超え-7dBm以下	1km	2km
-7dBmを超え-6dBm以下	2km	3km
-6dBmを超え-3dBm以下	3km	4km
-3dBmを超え-1dBm以下	4km	5km
-1dBmを超え0dBm以下	5km	6km
0dBmを超え1dBm以下	6km	7km
1dBmを超え3dBm以下	7km	8km
3dBmを超え4dBm以下	8km	9km
4dBmを超え5dBm以下	9km	10km
5dBmを超え6dBm以下	10km	20km
6dBmを超え7dBm以下	20km	30km
7dBmを超え13dBm以下	30km	40km
13dBmを超え17dBm以下	40km	50km
17dBmを超え19dBm以下	50km	60km
19dBmを超え21dBm以下	60km	70km
21dBmを超え23dBm以下	70km	80km
23dBmを超え24dBm以下	80km	90km
24dBmを超え25dBm以下	90km	100km
25dBmを超え26dBm以下	100km	116km
26dBmを超え27dBm以下	116km	
27dBmを超え28dBm以下		
28dBmを超え29dBm以下		

〔18〕 略

[第3～第5 略]

附 則

〔18〕 同左

[第3～第5 同左]

この訓令は、令和7年5月20日から施行する。